

令和元年度 財政援助団体等監査報告

1. 監査の対象

今回の監査は、平成30年度に公の施設の管理運営を指定管理者制度により行った3施設の所管部課、及び市が財政的援助を与えた5団体を対象として実施したものである。

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ①根室市福祉会館 (所管部課：市民福祉部社会福祉課)
- ②根室市老人福祉センター、根室市第二老人福祉センター (所管部課：市民福祉部介護福祉課)
- ③根室市白鳥台センター (所管部課：水産経済部商工観光課)

(2) 補助団体等監査

- ①根室四島踊り隊 (人づくり・まちづくり補助金)
- ②根室市高齢者福祉事業団 (高齢者福祉事業団運営事業補助金)
- ③根室地区環境保全会 (多面的機能支払交付金)
- ④根室市中学校体育連盟 (中学校体育連盟運営事業補助金)
- ⑤歯舞・根室・落石漁業協同組合 (漁業共同利用施設整備事業補助金)

2. 監査の期間 自 令和 2年 2月12日

至 令和 2年 2月28日

3. 監査の場所 監査委員事務局

4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明

根室市監査委員 波 多 雄 志

5. 監査項目

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ① 指定管理者の指定手続の適否
- ② 利用料金制の採用の有無とその適否
- ③ 管理に関する協定等の締結の適否
- ④ 管理に関する経費の算定等の適否
- ⑤ 事業報告書の点検の適否

(2) 補助団体等監査

- ① 補助事業の目的に添った執行の当否
- ② 補助に係わる経理内容の適否
- ③ 補助条件、その他補助に関する契約内容の適否
- ④ 補助金の額の当否
- ⑤ 補助事業の効果の当否

6. 監査の結果及び意見

各財政援助団体・所管部課から提出された関係書類及び諸帳簿に基づくほか、担当より所要の説明を受けるなど、個別監査基準における通査の方法をもって監査を実施した。

その結果、補助団体（所管部課）における出納その他の事務・事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、指定管理者（所管部課）における事務・事業の執行についても、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかし、一部において、事務処理の改善を要するものがあるので、速やかに改善されるとともに効率的な執行について、一層の努力を望むものである。

今回対象とした指定管理者及び補助団体別の監査の概要については、別紙のとおりである。

令和元年度 財政援助団体等監査個別事項

1. 公の施設の指定管理者監査

① 根室市福祉会館（所管部課：市民福祉部社会福祉課）

- ・ 前回の監査時に続き、指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する際は、協定書第8条ただし書きの規定に基づき市が特に認めた場合に限り可能であるが、再委託の承認を求める書類の提出がなされずに委託しているので、指定管理者への指導を図られ適正な措置を講じられたい。
- ・ 業務実施報告書並びに収支決算報告書に添付されている収支決算書において、収入の部では、雑収入（自動販売機設置に伴う電気料）を補正し、支出の部では返還金を補正して、市に同額を納入しているが、この電気料は設置者負担を条件として、根室市ろうあ会が行政財産使用許可を受けたものであり、指定管理者に収納事務を委託した経過もなく、収納事務を行わせた根拠が不明であるので、精査のうえ適正な措置を講じられたい。
なお、本事業については、平成28年度（平成27年度分）指定管理者監査及び平成29年度（平成28年度分）定期監査において、市の収入となるべき電気料を指定管理者の収入としていたことと併せて指摘しているものである。

② 根室市老人福祉センター、根室市第二老人福祉センター （所管部課：市民福祉部介護福祉課）

- ・ 特記事項はありません。

③ 根室市白鳥台センター（所管部課：水産経済部商工観光課）

- ・ 指定管理者は、協定書第5条第2項の規定に基づき毎年5月20日までに前年度の管理業務に関する実施状況報告書、収支決算書を市に提出しなければならないが、平成30年度分は令和元年8月5日の提出となっており遅延しているので、指定管理者への指導を図られ適正に事務処理されたい。
- ・ 前回の監査時に続き、指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する際は、協定書第9条ただし書きの規定に基づき市が特に認めた場合に限り可能であるが、再委託の承認を求める書類の提出がなされずに委託しているので、指定管理者への指導を図られ適正な措置を講じられたい。

2. 補助団体等監査

① 根室四島踊り隊

（人づくり・まちづくり補助金／所管部課：総合政策部総合政策課）

- ・ 収入に関する書類が作成されていないので、支出と同様に整理され、その内容を明確にされたい。

② 根室市高齢者福祉事業団

(高齢者福祉事業団運営事業補助金／所管部課：市民福祉部介護福祉課)

- ・ 担当部署の書類では、補助事業団体の概算払申請書を5月から翌年3月まで月毎に受理し、その都度、概算払することの決定をしていることになっているが、補助事業団体が保管している、5月11日付の概算払することの決定は、まだ申請されていない6月以降を含めた、5月から翌年3月までの11回分について、概算払することになっており、概算払の申請と決定通知の内容に整合性がない。

また、5月から翌年3月まで11回分の概算払を決定したことに関する書類が保管されていないため、どのような経過で概算払することを決定したのか不明であること、及び公印が押印された文書が通知されているが、公印は決裁文書と照合のうえ押印するものであるので、公印規則第7条の規定に基づきその使用は厳正に行われたい。

③ 根室地区環境保全会

(多面的機能支払交付金／所管部課：水産経済部農林課)

- ・ 特記事項はありません。

④ 根室市中学校体育連盟

(中学校体育連盟運営事業補助金／所管部課：教育委員会教育総務課)

- ・ 特記事項はありません。

⑤ 歯舞・根室・落石漁業協同組合

(漁業共同利用施設整備事業補助金／水産経済部水産指導主幹)

- ・ 特記事項はありません。